

秘
無期限

朝鮮半島出身 軍人・軍属の遺骨の保管について

62. 10. 1

北東アジア課

1. 標記遺骨を韓国及び北朝鮮の
戸籍別に区分し、韓国籍の遺骨は

韓国系の寺院に、北朝鮮籍の遺骨は
北朝鮮系の寺院に 分轄して保管

する。案についての検討結果は、
以下の通り。

2. 問題点

(1) 遺骨を南北別に区分することは困難

(2) 各遺骨は本人及び家族の氏名
及び出身本籍が記録されているが、

これは、大戦前のものであり、現在、
再確認が必要とされるが、これは困難である。

(10) 遺骨は、遺族の元へ返管されるべきであり、従って遺骨は遺族の

南・北の国籍別に区分されるべきであるが、大戦前の戸籍をもつ

この区別を行うことは、不可である。

(12) 南北別に区分して保管した後、反対国側から、遺族が名乗り

出た場合、その遺族に対する返還が、可能かどうかの問題

(11) 上記(12)の場合、韓国側又は北朝鮮側が、反対国側の遺族

に返管するべく、事前の協議及び確約することが必要であるか。この

交渉は、困難と思われる。

(ロ) 名乗り出た遺族が、戦没者の
真の遺族であるか否か、証明する

ことは、むずかしい。

(ハ) 1柱の遺骨に対して、南北
双方から、引き取りの表明が

あった場合、如何にするかが問題

(三) 南北別の保管要領は、上記
問題点を解決したうえ、南北の

合意が必要とされるところ、双方とも
合意するかどうか疑問。

3. 結論

南北の戸籍別に区分して、保管する
ことは、不可。

(了)